

定款 2022年6月17日

SE ホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社
定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、SE ホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社と称し、英文では SE Holdings and Incubations Co.,Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 映像、音声及び活字による情報媒体の企画、制作、販売、運用管理、レンタル、コンサルティング、情報提供、仲介並びに売買に関する業務
2. 前号の情報処理に関する業務
3. コンピュータ、コンピュータ関連機器、情報処理システム、ウェブサイト及びソフトウェアの企画、制作、販売、開発、設計、保守管理、運用、輸出入、レンタル並びに技能教育に関する業務
4. 前号業務の請負受託業務
5. 絵画、インテリア商品の企画、制作、販売並びに輸出入に関する業務
6. 広告宣伝代理業務
7. 遊技場、ゲームセンターの経営
8. 有料職業紹介業務
9. 人材派遣業務
10. 不動産の売買・賃貸・仲介・管理
11. 書籍の翻訳
12. 印刷業務
13. 各種イベント・セミナー・展示会・学習教室の企画、製作、開催、コンサルティング、運営並びに運営の請負
14. 生命保険の募集に関する業務
15. 損害保険の代理に関する業務
16. インターネットカフェの経営
17. カラオケ店の経営
18. 各種サロンの経営
19. 各種サロン施術者の育成、養成
20. 飲食店、喫茶店の経営
21. スポーツクラブの経営
22. ホテル、浴場の経営
23. マッサージ業、貸室業、貸スタジオ業

24. 古物の売買
25. 各種食品、商品、物品の販売及びレンタル
26. 各種情報の収集、分析、配信、処理、販売及び提供サービス
27. インターネット上での物品販売、物品販売企画、物品選定及びマーケティング
28. インターネットを利用した仲介業務
29. 顧客対応業務運営、仲介、斡旋
30. ペットショップ・ペットサロン・トリミングサロンの経営及び各種施術者の育成、養成
31. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
32. あん摩マッサージ指圧・鍼灸の施術所の経営及び訪問マッサージ
33. 介護保険法に基づく通所介護事業、居宅サービス事業、居宅介護支援事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業及び地域支援事業、介護予防支援事業、地域包括支援センター運営事業
34. 国内外の介護施設・有料老人ホーム・高齢者住宅等の紹介、斡旋及び入居相談
35. 医療機器の販売
36. 結婚相手の紹介、相談
37. フランチャイズシステムによる前 1,3,7,10,13,16～36 各号の事業の運営
38. 会計、人事、総務、法務、広報、情報処理、情報セキュリティ、教育及びネットワーク技術に関する事務代行、情報提供及びコンサルティング
39. 著作権、著作隣接権、肖像権、出版権、特許権、実用新案権、意匠権、工業所有権その他の知的財産権の取得、利用許諾、管理、譲渡及び仲介
40. 金銭の貸付、その代理及び貸借の媒介並びに保証
41. 有価証券の保有、売買、投資並びに運用業務
42. 情報処理技術者の育成及び研修の実施
43. 情報処理に関する技術資料の開発及び制作
44. 情報セキュリティマネジメントシステム、コーポレートガバナンス及びコンプライアンスに関するコンサルティング及び構築支援
45. 前各号の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること
46. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数及び単元株式数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、74,000,000株とする。

2 当社の単元株式数は、100株とする。

(取締役会決議による自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(基準日)

第7条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

2 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株式について株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、その他株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第10条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第11条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第12条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会決議事項)

第14条 当会社の株主総会においては、法令及び本定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、当会社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針をその決議により定めることができる。

- 2 前項における当会社株式の大量取得行為に関する対応策とは、当社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせずに新株または新株予約権の発行を行うことにより当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、当社株式の大量取得行為に関する対応策としての新株または新株予約権の発行決議を行うなど当社株式の大量取得行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、6名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任及び解任の方法)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。
- 4 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開くことができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の決議方法等)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(重要な業務執行の委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、同法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第30条 当社は、監査等委員会を置く。

(招集手続)

第31条 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第33条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任方法)

第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項に規定する会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当社は、毎年3月31日又は9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。

(配当金の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、第33回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(監査役の責任限定契約に関する経過措置)

第33回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

(電子提供措置等に関する経過措置)

定款第12条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第12条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。